

学校における大規模地震への対応 (第2版)

平成23年7月

小田原市教育委員会

1	地震災害に対する初動	1
2	「東海地震に関連する情報」や警戒宣言への対応	2
3	地震・津波への対処	4
4	地震発生後の対応	7
5	広域避難所としての対応	10

1 地震災害に対する初動

東海地震注意情報の発表や警戒宣言の発令、小田原市内に震度5弱以上の地震が発生したときは、次のとおり対応することになります。

(1) 東海地震注意情報の発表、又は警戒宣言が発令されたとき

東海地方の観測データ2箇所以上で異常が認められたときは、直ちに東海地震注意情報が気象庁から発表され、この情報は、国、県を通じて市町村に伝達され、防災無線等で広報されます。また、報道機関を通じても伝えられます。この伝達があったときは、警戒宣言発令に備えて事前の準備をするため、県費及び市費の正規職員全員が登校します。

さらに、観測データ3箇所以上に異常が発見され、大地震発生の可能性があると判定されたときは、内閣総理大臣から警戒宣言が発令され、テレビ、ラジオ等あらゆる報道機関を通じて伝達されます。この伝達があったときは、直ちに地震発生に備え、事前の対策を実施します。

ア 勤務時間内の場合は、教育委員会から電話、ファックス又はメールによりお知らせします。

イ 勤務時間外の場合は、教育委員会から校長会の連絡網、学校内連絡網等により、県費及び市費の正規職員全員に伝達されます。

(2) 震度5弱以上の地震が発生したとき

ア 勤務時間外の場合は、最低2人以上の職員（うち1人は学校に最寄の職員とする）登校して学校施設の点検を行い、状況を教育委員会へ報告します。

イ アの場合において、被害が甚大であるとき又は広域避難所の開設が決定されたときは、県費及び市費の正規職員が登校することを基本とします。また、小田原市の震度が5強以上の場合についても、同様に県費及び市費の正規職員全員が登校することとします。

ウ 道路、交通機関等の状況により自校に登校できない職員は、近くの公立学校等に出向き、当該学校等が行う対策に協力することとします。

エ 登校するにあたり、大津波警報又は津波警報の発令により津波の被害が想定される学校については、津波に関する情報等に留意し、安全を確認した上で登校することとします。

2 「東海地震に関連する情報」や警戒宣言への対応

- (1) 教職員の直接管理下（授業、給食指導等）で東海地震注意情報の発表や警戒宣言が発令されたとき
- ・ 学校は休校となります。
 - ・ 児童は学校において保護者へ引き渡し、生徒は教職員が一定の場所まで引率して集団下校により帰宅させます。
 - ・ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護します。
 - ・ 帰宅の計画をあらかじめ具体的に作成しておきます。
- (2) 教職員の間接的な管理下（休み時間、始業前、放課後）で東海地震注意情報の発表や警戒宣言が発令されたとき
- ・ 児童生徒を安全な場所に集め、児童は学校において保護者へ引き渡し、生徒は教職員が一定の場所まで引率して集団下校により帰宅させます。
 - ・ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護します。
 - ・ 帰宅の計画をあらかじめ具体的に作成しておきます。
 - ・ 学校にいない児童生徒に対して、東海地震注意情報及び警戒宣言が解除されない間は休校であることを伝えます。当日の連絡はできないことが予想されるので対応について日ごろから周知しておきます。
- (3) 社会見学、遠足等で東海地震注意情報の発表や警戒宣言が発令されたとき
- ・ 集合解散場所から行事の実施場所までの地域が地震防災強化地域内か外かの別、交通機関の運行状況等を事前に確認し、どの場所で発表されるとどのような状況となるかを想定しておきます。
 - ・ 強化地域外の場合には、原則として教員が児童生徒自宅の最寄り駅まで引率します。
 - ・ 強化地域内の場合には原則として教員が児童生徒を徒歩で自宅近くの安全な場所(避難場所等)まで引率します。状況により学校まで児童生徒を引率して戻ること考えられます。
- (4) 登校、下校時に東海地震注意情報の発表や警戒宣言が発令されたとき
- ア 児童生徒の行動
- ・ 学校の実状に応じた対応をするが、登校中は、可能ならばそのまま通学路に登校し、下校中は、通学路をそのまま安全に注意しながら下校することを原則とします。
 - ・ 交通機関を利用している児童生徒は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をとらないようにします。途中経路で児童生徒が集まり、互いに助け合うようにします。
 - ・ なお、学校に向かうか家に向かうかを判断するポイント地点を、あらかじめ通学路上に定めておきます。

イ 教職員の行動

- ・ 正確な情報の把握に努め、児童生徒、保護者に休校の連絡をします。登校してきた児童生徒を把握するとともに、児童については順次保護者への引き渡しを行い、生徒については教職員が一定の場所まで引率して集団下校します。また、引渡しのできない児童及び下校できない生徒を保護します。

(5) 東海地震注意情報の発表や警戒宣言が発令されたときの留意点

- 情報の把握と的確な指揮のため本部を設置
- 正確な情報の把握
- 職員の参集、緊急時の役割分担等の確認
- 措置（休校、帰宅・保護、施設の保安措置、初期消火・救護の準備、休校中の管理体制等）の決定・実施
- 関係機関（教育委員会、警察、消防、その他）及び保護者への連絡
- 児童生徒の指導・誘導
 - ・ 教室等への集合
 - ・ 状況（氏名、人数、異常の有無、帰宅手段の状況等）把握・記録
 - ・ 障害のある児童生徒の介助体制
 - ・ 地区別・方面別等の帰宅体制
 - ・ 保護者への引き渡しカード等の確認
 - ・ 遠距離通学、公共交通機関等の利用者、留守家庭等で帰宅できない者の把握・保護

3 地震・津波への対処

(1) 教職員の直接管理下（授業、給食指導等）で地震に遭遇した場合

ア 児童生徒の行動

- ・ 普通教室では即座に机の下にもぐる習慣を身に付けておくことが大切です。自分で行動することが困難な児童生徒については、教職員等が援助（介助）して身体を保護する必要があります。
- ・ 特別教室や体育館では、地震に遭遇した時、普通教室と机の形・大きさ・数等が違うため、どのように自分の身の安全を図るか、あらかじめ理解させておく必要があります。
- ・ ストープが転倒し火災となる可能性があるのでストープの近くの児童生徒は、速やかにストープから離れます。
- ・ 津波の被害が予想される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に直ちに近くの高台、校舎等の鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階に一時避難します。

イ 教職員の行動（授業担当者等）

- ・ 地震の際、まず児童生徒を机の下にもぐらせて両手で机の脚をしっかりとつかませ、頭を保護するよう指示します。
- ・ ストープを使用しているときは、ストープが倒れ火災が発生する可能性があるので、ストープの周りの児童生徒には速やかにストープから離れるように指示します。
- ・ また、緊急事態に遭遇して児童生徒がパニックに陥ることが考えられるため、パニック状態の防止に努めます。
- ・ 揺れの状況や教室・設備の状況等によって必要かつ可能な措置に努めます。
- ・ 揺れがおさまったら、児童生徒の安全を確認し、ヘルメットや防災頭巾があれば着用して、火の元の消火確認や避難路として出入口を確認します。
- ・ 教職員は、いろいろな災害の状況を想定し、正確な情報の把握に努め、絶えず冷静さを失わず適切な指示をすることができるように、平素から訓練を行い万全を期しておくことが必要となります。
- ・ 津波の被害が予想される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に直ちに近くの高台、校舎等の鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階に児童生徒を一時避難させます。その後は津波に関する情報を確認し、津波・大津波警報発令中は児童生徒をそこに待機させます。

ウ 職員室に在室する教職員の行動（管理職等）

- ・ 地震に遭遇したら、揺れがおさまった後に緊急放送をします。児童生徒の安全確保、避難路の確認、火の元の消火を教職員に向けて指示します。緊急放送が出来ないことが考えられるので、事前に放送内容の共通理解を図っておくことも大切です。
- ・ 全体への指示を出す教職員、校内を見回り状況を把握する教職員、緊急放送・連絡する教職員、教職員不在教室の児童生徒の状況を確認する教職員等、役割分担によりすばやく行い

ます。

- ・ 津波の被害が予想される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に直ちに近くの高台、校舎等の鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階に児童生徒を一時避難させます。その後は津波に関する情報を確認し、津波・大津波警報発令中は児童生徒をそこに待機させるよう指示します。

(2) 教職員の間接的な管理下（休み時間、始業前、放課後等）で地震に遭遇した場合

- ・ 教科等の学習中の場合に比べ、指示や人員の把握がしにくい状況であることを踏まえた対応が必要です。この時間の児童生徒は、個人もしくはグループで校舎内外に分散している状況が多いことを想定し、教室等では机の下にもぐる、校舎外ではガラスの飛散等が考えられるので校舎に近づかない等、あらかじめ示された対応や主体的な判断による対応ができるように指導しておきます。
- ・ 担任(不在の場合は副担任等)は自分の担任の教室へ直行し、その他の教員は職員室に集合する等行動のルールを事前に決め、事前に周知しておきます。
- ・ 津波の被害が予想される学校では、児童生徒は強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に直ちに近くの高台、校舎等の鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階に一時避難します。
- ・ 教職員は、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に直ちに近くの高台、校舎等の鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階に児童生徒を一時避難させるようにします。その後は津波に関する情報を確認し、津波・大津波警報発令中は児童生徒をそこに待機させるよう指示します。

(3) 社会見学、遠足等で遭遇した場合

- ・ 社会見学や遠足等は、学校とは違う学習環境で行われるため、児童生徒の精神面等では平常でないことが予想されます。また、見学場所等では学校には無い設備や物品があったり、教職員以外の人の指示に従って学習したりすることが多々あり、このような場面で地震に遭遇した場合は、その都度状況に応じた対応が要求されます。
- ・ 屋内にいる場合は、速やかに机の下等の安全な場所へ移動させる、海岸にいる場合は津波、山間部にいる場合は山崩れや崖崩れが起こる可能性があるため、速やかに安全な場所に避難させる等、具体的な対応については、あらかじめ津波のおそれがある場合の避難場所（高台あるいは鉄筋コンクリートの高い建物）を確認しておくなどした上で、非常の場合の行動計画を作成し、これに基づいて行動します。
- ・ どのような状況で遭遇しても児童生徒の人数を確認し、安全な場所へ避難誘導することが優先されます。
- ・ 引率先から学校へ状況を速やかに連絡します。
- ・ 社会見学や遠足等が終了し、解散した後に災害が起きる可能性も想定されますので、こうした場合の対応も含めて非常の場合の行動計画を策定し、これに基づいて行動することが必要です。
- ・ 津波の被害が予想される沿岸部にいる場合は、児童生徒は強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に直ちに近くの高台、校舎等の鉄筋コンクリートの建物のでき

るだけ安全な階へ一時避難します。

- ・ 教職員は、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に直ちに近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階に児童生徒を一時避難させます。その後は津波に関する情報を確認し、津波・大津波警報発令中は児童生徒をそこに待機させます。

(4) 登校、下校途上で遭遇した場合

- ・ 児童生徒の登下校中に地震が発生した場合、児童生徒が自分で瞬時に安全のための行動を選択し実践することが求められます。このようなことから、平素より様々な災害を想定した上で、安全を確保するための行動シミュレーションについて十分に時間をかけて指導し考えさせておくことが必要です。
- ・ 実際に遭遇した場合、まず「カバンや持ち物で自分の頭を保護する」、次に「建物、塀、崖下、川岸等からすぐ離れる」、「自動車は思わぬ動きをするので離れる」、「津波の被害が予想される沿岸部にいる場合は、直ちに高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階に一時避難する」等の指導をしておきます。
- ・ 地域の実状に応じた対応をすることが原則ですが、登校中に地震に遭遇した場合は、可能ならばそのまま通学路を登校させ、下校中は、原則として安全に注意しながら下校させる。
- ・ 交通機関を利用している児童生徒は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をとらないように指導しておきます。また、避難の途中経路で児童生徒が集まり、互いに助け合うように指導します。
- ・ 学校に向かうか家に向かうかを判断するポイント地点を、あらかじめ通学路上に定めておくことも考えられます。

<障害児への配慮>

(1) 障害のある児童生徒が通常学級または特別支援学級に在籍する場合

- ・ 通常学級に在籍している障害のある児童生徒の場合も特別支援学級に在籍している場合も、それぞれの学校の緊急避難対応に従うことが原則です。
- ・ ただその児童生徒の障害の状況を日頃より全教職員で共通に理解しておき、いざというときにすぐ対応できるように訓練しておくことが必要です。
- ・ 車椅子の場合、あるいは背負って避難する場合、手を引いて同行しなければ移動できない場合等それぞれの対応が準備されていなければなりません。
- ・ 障害のある児童生徒の場合、異常な状況であるという判断がとっさにできにくいので、日頃より十分な訓練が必要になります。
- ・ 心臓病、癇癪等をもつ児童生徒の場合、緊急時の対応について、保護者と事前に相談しておく必要があります。

スクールバスを利用している児童生徒がいる場合には、バス運行中に地震が発生した場合を想定して、その対策を講じておく必要があります。

4 地震発生後の対応

避難を開始するにあたっては、児童生徒の掌握を第一に考えなければなりません。けが人の有無についての確認や、身体に障害のある児童生徒の避難確保等、児童生徒全員を掌握し、避難を開始することが肝要です。

また、次の点については、どのような場合にも共通する事項です。

- ・ 児童生徒や教職員が、けが等をした場合は他に優先して応急手当をします。(応急手当はけがの程度が重い者や避難に支障がある者を優先して行います)
- ・ 必要に応じ、救急車の手配をします。(救急車の手配が不可能な場合も想定し、自力で搬送可能な近隣病院を把握しておく必要があります)
- ・ 教育委員会やその他関係機関に被害状況等を報告します。報告先、報告方法については、事前に確認しておきます。
- ・ 電話等が非常に利用しにくくなることが想定されるので、あらかじめ電子メール、災害用伝言ダイヤル、災害時優先電話等複数の通信手段を検討しておくことが必要です。特に、災害時の重要通信を確保するため、「災害時優先電話」については、設置場所や使用方法について確認し、教職員に周知しておきます。
- ・ 下校の可否は、地域の被害状況や津波の状況により判断し、教育委員会に報告します。
- ・ 児童は学校において保護者へ引き渡し、生徒は教職員が一定の場所まで引率して集団下校しますが、特別に配慮を要する生徒については、学校での引渡しも可とします。なお、保護者の不在、帰宅路の被害等により帰宅が困難である児童生徒については、学校において保護します。
- ・ 児童生徒が交通機関を利用して通学している場合は、教員が引率して下校する、学校で保護する等の対応を行います。
- ・ 地域の住民や帰宅困難者が避難してくることが予想されるため、校内に児童生徒の保護エリアとは別に住民の保護エリアを設定し、混乱を避けます。
- ・ 児童生徒の帰宅後（在宅中に地震が発生した場合）は、学校施設や登下校時における児童生徒の安全が確保できると判断されるまでは、自宅待機とすることを基本とし、自宅待機とした場合のその後の対応については、教育委員会と学校とで協議の上、決定することとします。
- ・ 各学校において様々な状況を想定して対応について検討し、児童生徒及び保護者にその対応について周知しておくことが必要です。

(1) 校舎・建物の被害状況ごとの対応

ア 火災が発生

- ・ 児童生徒を校庭等、安全な場所に避難させます。
- ・ 火災発生場所を認知したら他の教職員に通報し、初期消火に努めます。また、最適な避難経路を選び、避難場所へ誘導避難させます。
- ・ 停電で放送設備が使用不能となる場合は、非常放送設備を利用します。また、ハンドマイク等の利用も考えられます。
- ・ 避難が終了したら直ちに分担に従い、児童生徒の掌握やけがの程度等を確認します。

イ 建物が損壊

建物が損壊するような地震の場合は、児童生徒の精神状態に平静さが欠けてしまうことが予想されます。また、けが人が多く発生することも予想されるので、次の事項に留意する必要があります。

- ・ 火災が発生しなければ、児童生徒の人員（名前）やけがの程度等を確認し、二次災害に備え、担任等の誘導のもとに安全経路を確認しつつ順次避難場所に避難誘導させます。また、児童生徒の掌握やけがの程度等を確認します。
- ・ 建物が損壊している場合は、ガラスの破片が飛散していることが多く、また、避難中に余震等により割れたガラスが落下するといった危険性も考慮しておきます。
- ・ 校舎内を巡視して天井落下、壁の剥離、階段の崩壊等の被害状況を確認します。

ウ 建物が倒壊

被害状況が著しいので、児童生徒の安全確保のため大至急、脱出避難しなければならない場合、次の事項について前もって留意しておきます。

- ・ 校長（教頭）は状況を判断し、必要に応じて速やかに避難させます。
- ・ 児童生徒を脱出避難させるにあたってはその場にいる授業担当者の判断にゆだねられる場合が考えられます。
- ・ けが人がいる場合は、けがの状況を見極めながら早急に安全な場所に避難させます。
- ・ 被害状況の把握を行います。管理職を含む複数の教職員で校舎内の巡視をしますが、目的は残留している児童生徒の救出等とし、施設の被害状況の把握は、最終的には専門家（応急危険度判定士等）にゆだねます。
- ・ 崖崩れ、地面の陥没等の危険な状態がないか、確認します。
- ・ ガラスは、建物の高さの1/2の距離まで飛散する可能性があります。校舎の高さを確認し、校舎に隣接する場所等校庭の危険箇所を把握しておく必要があります。

エ 建物に異常なし

- ・ 担任等は管理職等からの避難指示を待ちます。

(2) 学校の教職員の対応

- ・ 避難していない児童生徒や教職員の搜索や救出、救護にあたります。
- ・ 避難した児童生徒の安全確保とけが等の応急処置にあたります。
- ・ 臨時休校としたときは、保護者と連絡をとり、引き取りの依頼をします。引き取りに来られない場合も児童生徒の状況等を保護者へ連絡するよう努めます。
- ・ 火災の場合は初期消火に努めます。火災がなければ被害状況の把握に努めます。
- ・ 校庭等、児童生徒が避難している場所が建物の破損や倒壊で危険になったり、他からの情報で学校が危険と判断した場合は別の安全な場所へ避難します。
- ・ 教育委員会への報告や指示、市町村・警察署・消防署・町会等と連絡連携して情報収集に努めます。

＜障害児への配慮＞

(1) 障害のある児童生徒が通常学級または特別支援学級に在籍する場合

- ・ 各学校の状況に応じて、帰宅あるいは学校待機等の措置をとります。
- ・ 状況判断が適切にできない児童生徒も多いと予想されるので、混乱に拍車がかかりパニック等になることも十分考慮して対応しなければなりません。

5 広域避難所としての対応

(1) 広域避難所業務への協力等

災害時において学校が避難所となった場合には、市長が行う災害応急対策が円滑に行われるよう、学校は避難所の運営について協力します。

校長は、小田原市地域防災計画に定める「広域避難所の開設・運営」を参照して、あらかじめ教職員の具体的な職務分担、応援体制等の計画を策定します。

計画の策定に当たっては、次の事項について留意することが重要です。

<留意事項>

- ・ 学校は、避難してくる地域の人々や帰宅困難者を受け入れる部分について、収容人数を考慮し、提供部分をあらかじめ決めておきます。
- ・ 学校が避難所になると、避難所の運営は市の災害対策本部の管理下に置かれることになり、校長、教職員は避難所の運営に協力することが期待されるので、学校内における防災組織の中で役割分担を明確にしておきます。
- ・ 広域避難所運営委員会を定期的に開催し、共通理解を図ります。
- ・ 避難所開設期間が長期化する場合には、学校施設の一部を避難所としたまま授業を再開することを想定しておきます。
- ・ 津波・大津波警報の発令により広域避難所を開設する場合には、校舎のできるだけ安全な階に設置することとします。

(2) 学校が避難所になった場合の対応

ア 児童生徒等が在校している場合

児童生徒等の在校中に発災した場合については、児童生徒等の安全確保を第一に対応し、被害の状況等を踏まえながら校長の指揮監督のもと教職員は避難所の運営に協力するものとします。

イ 児童生徒等が在校していない場合（夜間・休日）

学校は災害の発生や災害のおそれがあると判断した場合は、あらかじめ策定した防災計画に従い行動します。児童生徒等の在校中に発災した場合と異なり、教職員は主として避難所の運営に協力することが可能となります。

なお、夜間・休日等の勤務時間外に発災した場合には、教職員の登校に時間を要し、広域避難所運営に係る業務に対応可能な教職員が限定されたものにならざるを得ない可能性もあることを考慮する必要があります。

校長は、緊急時の教職員の登校体制を整備し、あらかじめ教職員に周知しておきます。

校長が不在の場合は教頭が、また、校長、教頭が不在の場合はあらかじめ定められた者が適

切な運営に努めます。

(3) 災害時における教職員の役割等

- ・ 災害時において教職員は児童生徒等の安全を確保するとともに、校長を中心として学校教育活動再開を図ります。
- ・ しかし、学校が広域避難所となった場合には、市長が行う災害応急対策が円滑に行われるよう、教職員は広域避難所の運営について協力することとなります。
- ・ 教職員が、校長の指示に基づき、広域避難所の管理運営業務に従事した場合は、当該学校の管理業務の一環を担っているものと考えられるので、教職員の職務の一部として取り扱います。

広域避難所運営委員会の概要

1 趣 旨

地震災害の状況・規模等に応じて、災害対策本部長（市長）の決定に基づき、市内各小学校（25 校）に開設される広域避難所の運営等に関する基本的事項について、総合的に検討・協議するとともに、発災害時においては広域避難所の運営に当たるため、各小学校に、地域住民、教職員及び市職員で構成する広域避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

(1) 平常時

平常時においては、主に次に掲げる事項について、検討・協議する。

- ア 小学校に開設される広域避難所の円滑な管理及び運営に関すること。
- イ 広域避難所二次施設(中学校)及びその他の避難所（公共施設・地区公民館等）との連絡調整に関すること。
- ウ 地震防災対策に係る情報交換及び防災訓練への参加に関すること。

(2) 発災時

運営委員会が中心となり、自主防災組織・ボランティア等の協力を得て、広域避難所の運営等に当たる。

3 組 織

(1) 自治会代表者、学校教職員及び市職員からなる 15 人程度の委員により構成する。

ア 自治会代表者 7～8 人

- ・ 自治会連合会長、連合会役職員、単位自治会長のほかに民生委員 1 人。
- ・ 学区内に複数の自治会連合会が含まれる場合は、関係する自治会連合会長相互の協議により、委員構成を決定する。

イ 学校教職員 4 人

- ・ 小学校は校長・教頭・防災担当教諭の 3 人、中学校は 1 人（校長、教頭等）
- ・ 中学校は、学区内すべての小学校の運営委員会に分担して参加する。

ウ 市職員 4 人

- ・ 教育委員会関係職員 1 人、地区配備職員 2 人（発災時 1 人）、防災対策課職員 1 人（平常時のみ）

(2) 会長(自治会連合会長)は、運営委員会を統括し、運営委員会の会議を主宰する。副会長（自治会代表者及び小学校長）は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 役割分担

【平常時】

会議等に参加し、前記 2 の所掌事務を行い、それぞれ次のとおりの役割を分担する。

ア 自治会代表者

- ・ 会長は、運営委員会を総括し、運営委員会の会議を主宰（司会）する。
- ・ 副会長は、小学校長（副会長）とともに、会長を補佐する。
- ・ 運営委員会の検討事項のうち、自治会が分担するものについての原案を作成する。
- ・ 地域住民に対しては、自治会の会議等を通じて、運営委員会の活動状況、発災時の避難に際しての心構え等について周知をする必要がある。このため、運営委員会に参加していない単位自治会への情報伝達については、特に留意を要する。

イ 学校教職員

- ・ 小学校長は副会長として、会長を補佐する。
- ・ 運営委員会の検討事項のうち、学校が分担するものについての原案を作成する。
- ・ 平常時の運営委員会の事務局として、庶務事務を分担する。

<庶務事務の主な内容>

- ① 会長に依頼により、会議日程を調整し、開催通知を発送すること。
 - ② 会議資料を準備すること。
 - ③ 会議録をまとめること。
- ・ 職員会議等を通じて、全教職員に対して運営委員会の活動状況等について周知するとともに、発災時における教職員の業務内容について随時確認する。

ウ 市職員

- ・ 25 小学校の運営委員会を全体的に総括する教育委員会教育総務課と連携し、運営委員会に参画する。
- ・ 運営委員会の検討事項のうち、市が分担するものについての原案は、教育総務課を中心として作成する。
- ・ 教育総務課は、25 小学校の運営委員会の進行状況の把握に努め、共通する問題については、市としての統一的な見解を 25 校全校に伝える。

【発災時】

次のとおりの役割分担とするが、運営委員会の運営が軌道に乗るまでの間は、相互に協力する。

ア 自治会代表者（地域住民）

- ・ 会長は、運営委員会を総括する。
- ・ 副会長は、小学校長（副会長）とともに、会長を補佐する。
- ・ 自主防災組織の既存の班（組）の編成替えを行い、主体性をもって避難場運営に当たる。

イ 学校教職員

- ・ 小学校長は副会長として、会長を補佐する。
- ・ 児童生徒の安全を確保し保護者に引き渡した後、避難所の開設・運営に協力する。
- ・ 休業期間中の発災の場合は、児童生徒の安否確認の業務等と並行して、避難所の開設・運営に当たる。

- ・ 教育委員会は、学校機能が早期に回復されるように、市長部局との調整役として、学校を支援する。

＜教育委員会関係職員＞

- ・ 教育委員会関係職員は、各小学校に直接出向き、校舎の被害程度、避難者の状況等について、災害対策本部に報告する。
- ・ 家屋の倒壊等の被害が軽微で、学校への避難者が見込まれない場合は、災害対策本部を通じ指示を仰ぎ、市庁舎に登庁するか、近隣の他校等への応援に行く。
- ・ 学校への避難者が見込まれる場合は、小学校に待機し、災害対策本部との緊密な情報連絡を図りながら、他の運営委員会メンバーとともに避難所の対応に備える。

小田原市広域避難所運営委員会設置要綱

(平成9年2月7日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内各小学校に設置される広域避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項について検討・協議する。

- (1) 小学校に設置される広域避難所の円滑な管理及び運営に関すること。
- (2) 広域避難所二次施設及びその他の避難所との連絡調整に関すること。
- (3) 地震防災対策に係る情報交換及び防災訓練への参加に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広域避難所の管理及び運営に関し必要と認められる事項

2 運営委員会は、発災時においては広域避難所の管理及び運営等に当たる。

(組織)

第3条 運営委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織し、それぞれ別に定める職にある者をもって充てる。

2 会長は、運営委員会を総括し、運営委員会の会議を主宰する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 運営委員会の会議は、会長が招集する。

2 運営委員会は、必要に応じ、関係者に出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(事務)

第5条 運営委員会の事務は、小田原市教育委員会学校教育部教育総務課において総括する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成9年2月7日から施行する。

広域避難所の開設・運営

1 広域避難所の開設

(1) 開設の場所

ア 広域避難所は、災害の状況及び規模に応じ、災害対策本部長（市長）の決定に基づき、市の第1・2・3避難収容部（以下「避難収容部」という。）が、施設の安全を確認の上、市立小学校（25校）に開設する。

イ 広域避難所に収容することが不可能な場合は、市立中学校（11校）を活用する。

なお、これらの中学校（広域避難所二次施設）については、応援部隊（自衛隊、警察、消防等）の宿泊施設としても位置付ける。

ウ 広域避難所及び広域避難所二次施設に収容することが不可能な場合は、市内公共施設（サンサンヒルズ、川東タウンセンター、総合文化体育館、尊徳記念館、かもめ図書館等）、既存のその他の施設（地域の公民館等）を活用する。

(2) 開設の時期

災害発生から、なるべく早い時期に、被害状況等に応じ災害対策本部（以下「本部」という。）の指示により開設する。

(3) 施設の提供及び管理

施設管理者（校長）は、避難所の用に供する施設の部分を明示して提供するものとし、入所した被災者の管理は、市長が自主防災組織、教職員等の協力を得て実施する。

(4) 広域避難所開設時の措置

避難収容部の職員は、次の点に留意して広域避難所を開設する。

ア 広域避難所の開設にあたっては、当該施設管理者（校長）及び教職員等に協力を求め、被災者の円滑な入所、保護に努める。

イ 被災者の入所・保護に当たっては、施設が安全性を有するかを判断し、安全性に欠けると認められるときは、本部に報告し安全措置を講じるか、または本部の指示を受け、他の安全な施設に誘導する。

(5) 開設状況の報告（広域避難所配置の市職員）

広域避難所の開設状況等に係る次の事項を、電話又はファクシミリ等を使用して本部に報告しなければならない。

ア 広域避難所名及び発信職員氏名

イ 開設日時

ウ 収容人員及び世帯数

エ 必要物品等（飲料水・食糧・衣類・寝具その他）

オ 流言飛語の状況

(6) 開設の周知

市長は、広域避難所を開設したときは、速やかに地域住民に周知する。

2 広域避難所への入所

(1) 対象者

ア 住宅が被害を受け、居住の場を失った者

イ 現に被害を受け、速やかに避難しなければならない者

ウ 災害によって現に被害を受ける恐れのある者

(2) 避難者の誘導

ア 広域避難所の施設内への誘導については、市職員、自主防災組織及び教職員等関係者が行う。

イ 避難順序は、後日の授業再開に備え、体育館・空き教室・特別教室・普通教室の順に入所させる。

ウ 体育館は、できる限り端より詰め、通路を確保する。

エ 妊産婦、傷病者、心身障害者、老人及び幼児等の災害時要援護者を、配慮して避難させる。

オ 経路については、可能な限り事前に安全確認するとともに、危険箇所にロープ張りや表示を行うほか、状況により誘導員を配置して事故防止に努める。特に、夜間においては、可能な範囲での照明を確保し、安全確保に努める。

カ 大規模な災害発生の場合、通常想定される上記ア～オの危機管理システムが機能しない場合が起こり得るので、住民が自発的に避難指定場所に向かい決められた行動がとれるように、平常時からの啓発に努める。

3 広域避難所の組織及び運営

(1) 市職員の役割

広域避難所配置の市職員は、自主防災組織、施設管理者とともに避難所の運営主体となり、ボランティア及び警察官(仮設救護所を併設する広域避難所にあつては、医師及び仮設救護所配置の市職員を含む。)の協力を得て、次の事項を実施する。

ア 負傷者に対する応急の救護及び搬送

イ 避難した者を避難者カード(様式第1)により掌握する。

ウ 避難所周辺の火災等の状況の確認

エ 避難した者への情報の伝達

オ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示及び保護者への引き渡し

カ 避難所運営に必要となる組織(市職員、教職員、自主防災組織、ボランティア)を基本的な役割に従って編成する。

キ 施設管理者と協議し、施設のうちの使用禁止部分を表示し、避難者に周知する。

ク 可能な限り避難所間において連絡を取り合い、保管物品等で融通し合える物品等の情報交換を行い、柔軟な対応を行う。

ケ 避難所内の衛生管理に特に注意し、措置が必要と思われるときは、本部の指示を受ける。

コ 原則として、食糧その他の物資の配分については、自主防災組織の給食給水班及びボランティア等の協力を得て公平に行う。

サ 市内各小学校区ごとに設置されている広域避難所運営委員会を定期的を開催し、避難所の平穏かつ融和が図られるよう運営に努める。

シ 上記会議における要望等は、速やかにとりまとめの上、本部に報告する。

ス 必要物品等については、開設状況の報告に準じて、避難所名、収容人員及び世帯数と合わせ本部に報告する。

セ 本部との連絡を密にし、各避難所間に格差が生じないように努める。

(2) 組織、編成

ア 基本的役割

(ア) 市

- a 原則として、1 避難所に複数の職員を配置する。
- b 原則として、1 避難所につき負傷者搬送、災害時要援護者支援、物資搬入、仕分け(配分)、保管及び炊き出しに係る民間ボランティアを派遣する。
- c 避難所で必要な物品等を調達、配給する。
- d 市長は、必要に応じて小田原警察署に対し、警察官の配置を要請する。

(イ) 学校

- a 児童・生徒の安全を確保し保護者に引き渡した後、避難所の運営に協力する。
- b 学校の休業期間中の発災の場合は、児童・生徒の安否確認の業務等と並行して、避難所の運営に協力する。

(ウ) 自主防災組織

既存の班(組)の編成替を行い、情報(兼警備)班、災害時要援護者班、救護清掃班、給食給水班等を必要に応じて組織し、主体性を持って避難所運営に当たる。

(エ) 民間ボランティア

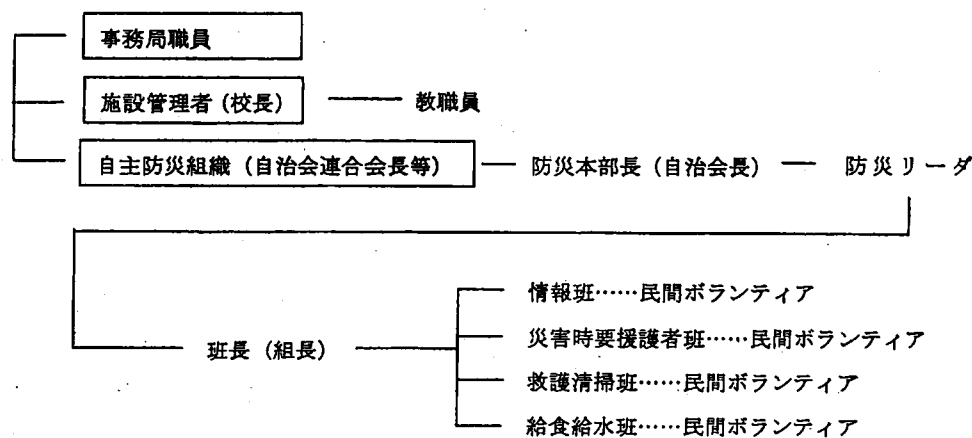
民間ボランティアは、責任者の指示の下、自主防災組織に協力して避難所運営に当たる。

イ 標準的な避難所運営組織

(ア) 各小学校に設置される運営委員会が中心となり、平常時の組織を非常時の組織に再編成して、次のとおりの標準的な避難所運営組織を速やかに編成する。

(イ) 自主防災組織としての組織が整わない場合は、グループごとに責任者を選出し、標準的な避難所運営組織に準じた組織化を図る。また、責任者をリーダーとして会議に参加させる。

- ・ (ウ) 民間ボランティアは、自主防災組織のサポート的な業務に当たる。会議には、責任者が参加する。



※災害の状況に応じて、随時必要な班を編成する。

ウ 避難所運営組織の役割

(ア) 広域避難所運営委員会〔自治会連合会長又は自治会長、施設管理者、事務局、防災本部長、民間ボランティア責任者等〕

- a 本部からの情報の伝達
- b 避難所生活でのルール徹底(清掃、ゴミの処理、トイレ清掃及び外部からの問い合わせ等)
- c 避難者からの要望等を防災リーダーがとりまとめて防災本部長を通じて広域避難所運営委員会委員長に提出
- d 各班の作業内容等の確認
- e 各班の作業に当たっての要望等を防災リーダーがとりまとめて防災本部長を通じて広域避難所運営委員会委員長に提出

(イ) 施設管理者との打合わせ会議(事務局及び施設管理者)

- a 本部からの情報の伝達
- b 避難所運営に必要となる学校が所有する器材(洗濯機、掃除機等)の使用の了解
- c その他、避難所運営の協力を求める事項等

(ウ) 自主防災組織

a 情報班(兼警備)

運営委員会で決定した事項を所属する住居区域の住民に伝達するほか、次の事務を行う。

- ①罹災証明書交付申請書の配布及び取りまとめ
- ②仮設住宅申込用紙の配布及び取りまとめ等
- ③避難所内の警備

b 災害時要援護者班

原則として、家族が介護を行うことになるが、民間ボランティア等の協力を得て、避難所に避難した災害時要援護者(一人暮らし老人、寝たきり老人、心身障害児(者)及び外国人等)の把握と避難生活の支援を行う。

また、避難所での生活が困難と思われる状況の把握と防災本部長を通じて広域避難所運営委員会委員長への報告を行う。

c 救護清掃班

避難所内の衛生管理の指導及び清掃を行う。

仮設救護所が設置される避難所にあつては、医師及び仮設救護所配置の市職員に協力して開設準備を行うとともに、仮設救護所若しくは医療機関等に負傷者を搬送する。

d 給食給水班(兼物品配分)

本部からの食糧及び飲料水が不足する場合や遅延する場合等においては、民間ボランティアの協力を得て必要に応じ炊き出し及びろ水機を利用した給水活動を行うほか、給水車による給水の際の秩序の維持に必要な活動を行う。

また、民間ボランティアの協力を得て本部から配送される食糧及び物品の個数を点検し、配分する。

この他、救援物資が配送された場合の搬入、仕分け及び保管を行う。

(エ) 民間ボランティア

民間ボランティアは、責任者の指示の下、自主防災組織に協力して避難所運営に当たるが、活動分野別に次のようなグループが考えられる。

a 負傷者搬送グループ

仮設救護所が設置されていない避難所においては、自主防災組織の救護清掃班に協力して、仮設救護所若しくは医療機関等に負傷者を搬送する。

また、仮設救護所が設置されている避難所では、医師の指示に基づき自主防災組織の救護清掃班に協力して必要な搬送を行う。

b 災害時要援護者支援グループ

原則として、家族が介護を行うこととするが、災害時要援護者支援グループは自主防災組織の災害時要援護者班に協力して、一人暮らし老人、寝たきり老人、心身障害者(児)及び外国人等の態様に応じて避難所生活を支援するほか、避難していない災害時要援護者の安否の確認等を行う。

c 物品搬入、仕分け(配分)、保管グループ

自主防災組織の給食給水班に協力し、本部から配送される食糧及び物品の数量の点検、各自主防災組織等に配分する数量の仕分けを行う。

また、救援物資として救援物資等ターミナル及び外部から直接避難所に配送される物品の搬入、類似品目ごとの仕分け及び保管場所への保管を行う。

食糧及び物品等については、受払簿等により管理する。

d 炊き出しグループ

自主防災組織の給食給水班に協力し、炊き出しを行う。

4 広域避難所と他の避難所等での避難生活者との関係

住居等を失い、又は住居等に留まっていた場合は危険があり、宿舍や給食等の救援を要する被災者の中には、広域避難所以外の場所で避難生活を送る者も予想される。こうした避難生活者に対しては、次により対応するものとする。

- (1) 避難者の把握に努め、避難施設の収容能力に余裕がある場合は、極力避難施設へ誘導する。
- (2) 傷病者等については、広域避難所を通じ本部の指示を受け適切な措置を講じる。
- (3) 自主防災組織の協力を得て、避難者数を把握する。
- (4) 地域情報の一本化を図るため、広域避難所との連絡を密にする。
- (5) 避難生活者に対する給食、給水、物資配給等は、広域避難所において配給を行うので、その旨周知する。

(6) 市の応急対策の状況、医療及び生活関連情報等の伝達を行う。

5 広域避難所運営委員会

(1) 広域避難所運営委員会の設置

小学校が大地震発生時の広域避難所となる場合が多いが、極めて多数の避難者が、一定期間、臨時の生活拠点として利用することを前提に、小学校が避難者にとって秩序のとれた施設として機能することが要請されている。そこで、市内各小学校(25校)に広域避難所運営委員会を設置する。

(2) 運営委員会の組織

ア 運営委員会は、次により構成し、概ね 15 人以内で組織する。会長は自治会代表者、副会長は自治会代表者及び校長を充てる。

(ア) 自治会代表者(自主防災組織)

(イ) 学校教職員(施設管理者)

(ウ) 市職員

イ 運営委員会の役割

運営委員会は、平常時から次に掲げる事項について検討、協議する。

(ア) 小学校に開設される広域避難所の円滑な管理及び運営に関すること

(イ) 広域避難所二次施設及びその他の避難所との連絡調整に関すること

(ウ) 地震防災対策に係る情報交換及び防災訓練への参加に関すること

(エ) 広域避難所運営マニュアルの作成に関すること

(オ) その他、広域避難所の管理及び運営に関し必要と認められる事項

ウ 運営委員会の運営

運営委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は別に定めるものとする。

6 広域避難所における時期別の課題等

広域避難所では、発災からの時間の経過にしたがい、運営上の課題等が変化することが予想される。そこで、初動期(発災後 1 日～3 日)、混乱継続期・復旧期(4 日～14 日)及び復興期(15 日～)の 3 期に別けて、それぞれの課題等をまとめた。

(1) 広域避難所における初動期の対応(1 日～3 日)

ア 学校施設使用等についての調整

イ 施設の安全点検及び安全対策

(ア)施設の安全点検のため速やかに震後診断を行う。

(イ)避難所の建物の被害状況を、携帯電話等の通信手段により本部へ報告する。

(ウ)余震による二次災害防止のために、落下物・転倒物・損害箇所の点検等の安全対策を行う。

(エ)大規模火災が付近に延焼した場合に、災害対策本部と調整の上、他の避難所等に誘導する。

ウ 傷病者等の災害時要援護者の把握と対応

(ア)災害時要援護者の救護を行い、水・毛布等の備蓄品を優先的に配布する。

(イ)医療機関及び福祉施設への移送も検討する。

エ 避難者数の把握と避難者名簿の作成及び報告

(ア)避難者名簿は、避難者の生活支援の基礎資料であるので、できるだけ早く(1 日目を目標に)作成する。

オ 被災者・自主防災組織・教職員・ボランティア等への協力要請

(ア)余震に備え、屋内での火気の使用を制限する。

カ 避難所被災者及び在宅被災者等への給食・給水・物資配給等の実施

(ア)防災倉庫内から至急必要な物品を出し配布する。

(イ)不足物品の品目・数量を調査し、災害対策本部へ不足物品の配送を要請する。

キ 仮設トイレの設置等必要な措置を災害対策本部へ要請

(ア)仮設トイレを組み立てる。(水洗トイレが使用できる場合は、雑用水を確保し

て、使用する。)

(イ)夜間であれば、発電機・投光機をセットする。

ク 安否確認等への対応

ケ 災害対策本部等からの情報収集

(ア)携帯電話、防災無線により、災害対策本部との連絡を密にし、情報を収集する。

(イ)ラジオ報道等により情報を収集する。

コ 避難者への災害関連情報の伝達

(ア)校内放送又は携帯拡声器を準備し、これらの活用により、デマ情報等を打ち消し、正確な状況を伝える。

(イ)避難者が正確な情報が把握できるように、できればラジオ等の受信機を配置する。

(ウ)災害対策が開始されていることを伝える。

(エ)火災・救助状況を伝え、概要を掲示する。

(オ)交通機関等(道路崩壊、落橋、崖崩れ、交通渋滞又は区域)の状況、他都市の状況、災害の規模を伝える。

サ 派遣された自衛隊等との調整

(2) 広域避難所における混乱継続期及び復旧期の対応(4日～14日)

ア 避難者数の把握と避難者名簿の作成及び報告

(ア)避難者の出入り等の動向を随時把握していく。

イ 避難施設管理者・自主防災組織・教職員・ボランティア等との避難施設運営共同体制の組織化と運営

ウ 被災者・自主防災組織・教職員・ボランティア等の各役割分担の取り決め(給食・給水・物資等の配給、介護、施設の清掃等)

エ 傷病者等の災害時要援護者の把握と処置

(ア)状況に応じ、医療機関及び福祉施設へ移送する。

オ 安否確認等への対応

カ 市の応急対策の状況、医療及び生活関連情報、安否情報等を周知するための情報板等の設置

キ 避難所被災者及び在宅被災者等への給食・給水・物資配給等の実施

(ア)備蓄品を公平に配布する。

(イ)支援物品を受取り、公平に配分する。

(ウ)給食人員の取りまとめ(避難所人員と在宅要給食人員の把握)と本部への連絡

ク 避難所管理者との施設使用について再協議(避難施設と学校教育の場の調整等)

(3) 広域避難所における復興期の対応(15日～)

ア 避難施設運営共同組織による運営

イ 避難者数の把握と避難者名簿の点検及び報告

(ア)避難者の出入り等の動向を随時把握していく。

- ウ 施設内でのプライバシーの保護策について検討
- エ 避難施設入所者の健康管理及び栄養指導についての協議
- オ 安否確認等についての対応
- カ 臨時相談窓口開設に対する協力
 - (ア)緊急を要する事項の対応を行う。
 - (イ)安否情報の問い合わせ応答を行う。
 - (ウ)報道機関に対する広報又は規制を行う。
- キ 自主防災組織・避難者に協力を依頼し、自炊を主とした避難生活への移行を検討

広域避難所としての対応（想定シナリオ）

1 児童生徒が在校時に発災した場合の対応

行動 時期	校長・教職員の対応・行動 (学校防災本部を含む)	避難所運営の動き	(避難者等の動き)
発 災 直後	○学校防災本部のうち他係への応援要員（避難所支援要員）により避難所支援班を編成 あらかじめ定めた場所（改正前「校庭」）への避難 ・ 児童生徒スペース ・ 負傷者スペース ・ 高齢者等スペース ・ 一般避難者スペース 【学校防災本部】 ・ 本部は、地震の状況、火災等の情報を収集する。 ・ 校舎・体育館等の安全確認や危険箇所等について立入禁止を標示する。 ・ すべての校舎等が危険で利用できない場合は、校舎等を立入禁止とし、市災害対策本部へ連絡し、指示を受ける。 ・ 保護者等に帰宅困難な児童生徒等の保護スペースの所在を知らせるための表示をする。 ・ 出火の場合は、避難者の応援も得て初期消火に当たる。	【総務情報担当】 ○ 校庭（校長室）等に広域避難所運営委員会の運営本部を設置する。 【避難所担当】 ○ 地域住民を所定（改正前「校庭」）の避難スペースに誘導する。 ○ 校舎・体育館については、<u>原則として安全が確認できるまでの間</u>、立ち入らないよう注意し、校庭で待機させる。 ○ 負傷者、高齢者等を掌握する。 ○ 災害時の学校施設利用計画に基づき、避難所として使用する場所を決める。 ○ 避難所とする体育館等の破損ガラス、器具の散乱等を整理、清掃し、使用可能な状態にする。	○児童生徒等が<u>所定の場所（改正前「校庭」）</u>に避難する。 ○ 広域避難所運営委員会の自治会代表者が参集する。 ○ 地域住民が学校へ避難し始める。 ○ 自主防災組織が避難所業務に従事する。

行動 時期	校長・教職員の対応・行動 (学校防災本部を含む)	避難所運営の動き	(避難者等の動き)
発 災 直後	※ 市職員が避難所に派遣されるまでの間は、自主防災組織と連携し、主体的に運営する。	[救護・衛生担当] ○ 救護スペースを確保する。 ○ 応急措置用の医薬品等を校内から可能な限り確保する。 ○ 重症者等を仮設救護所へ引き継ぐための応急措置を行う。 ○ 軽症者への応急手当をする。 ○ 負傷者名、負傷者等が訴えている症状のメモを作成する。	○ 避難者の中から避難所業務に従事できる者の協力を依頼する。
避 難 所 開 設	○ 児童生徒等を保護者に引き渡す。 ○ 担任等は、帰宅困難な児童生徒等を校内避難スペースに誘導する。(避難者の誘導と混乱しないよう児童生徒等を先に誘導する。)	[避難所担当] ○ 避難所を開設する。 ・ 高齢者等の避難者スペースを確保する。 ・ 避難者を体育館等に誘導する。 ・ 学校施設利用計画に基づき、避難者スペースを準じ開放する。 [総務・情報担当] ○ 災害対策本部へ避難所開設を連絡する。 ○ 避難者に避難者名簿を配布回収し、整理する。 ○ 避難者への情報を提供する。 [避難者担当] ○ 仮設トイレ、ごみ集積所を設置する。 ○ 避難者内での生活ルールを掲示する。	○ 避難者は体育館等に避難する。 ○ 避難者は避難者名簿に記入する。

行動 時期	校長・教職員の対応・行動 (学校防災本部を含む)	避難所運営の動き (避難者等の動き)	
避難 者開 設		[救護・衛生担当] ○ 保健室等に応急的な救護所を設置する。	
発災 当日 から 3日 目	○ 市職員が避難所に到着する。 ○ 市職員、教職員及び自主防災組織の役割分担に従い、避難所運営業務に従事する。 ○ 児童生徒の状況により、ボランティアを募る。	[給食・物資担当] ○ 避難所専用備蓄品、飲料水を配給する。 ○ 救援物資受入れスペースを確保し、物資を受け入れ、分類・管理・配給する。(在宅被災者への対応も図る。) [総務・情報担当] ○ 災害状況を把握する。 ○ 災害対策本部へ避難者の状況等を報告する。 ○ 外部からの避難者の安否確認等に対応する。 ○ 災害対策本部へ連絡し、高齢者等の福祉施設・医療機関への移送手続きをとる。 [救護・衛生担当] ○ 避難所に仮設救護所が設置された場合、協力する。 ○ トイレ、ごみ集積所の衛生管理を支援する。 ○ 避難者へのメンタルヘルス活動を行う。 [避難所担当] ○ 避難者の自治組織づくりを促していく。	○ 児童生徒が避難所ボランティア活動に従事する。 ○ 避難者自治組織による運営が徐々に始まる。

行動 時期	校長・教職員の対応・行動 (学校防災本部を含む)	避難所運営の動き	(避難者等の動き)
発災後 4～7 日目		[市職員] [総務・情報担当] ○ 避難者の出入り等の動向を随時把握し、避難者名簿により管理する。 ○ ボランティアを受け入れる。 [市職員] [避難者担当] ○ ボランティア代表者の選出や避難者業務の作業内容・分担等の支援を行う。 ○ 市の応急対策の状況、医療及び生活関連情報、安否情報を周知するための情報板を設置する。	○ ボランティアの人々が応援に来所し、避難所業務に従事する。
	※ 概ね発災7日目ごろから、市職員、教職員及び自主防災組織による避難所運営から、市職員、自主防災組織、避難者自治組織、ボランティアによる運営に移行させる。		

2 夜間・休日等に発災した場合の対応

行動 時期	校長・教職員の対応・行動 (学校防災本部を含む)	避難所運営の動き (避難者等の動き)
発災直後	○ 震度5弱以上の地震の場合、市立学校教職員は、自宅及び家族の安全を確認の上、マニュアルに従い、自発的に参集する。 ○ 避難所支援班を編成する。	○ 担当職員又は鍵の保管者は、校門を開ける。 ○ 校舎・体育館については、<u>原則として安全が確認できるまでの間</u>、立ち入らないよう注意する。 ○ 市職員、担当職員及び自治会代表者は、地震の状況、火災等の情報を収集する。 ○ 校長室(校庭)等に広域避難所運営委員会の運営本部を設置する。 ○ 避難者の中からボランティアを募る。 ○ 出火の場合は、自主防災組織、避難者の応援も得て、初期消火に当たる。 [救護・衛生担当] ○ 応急措置用の医薬品等を校内から可能な限り確保する。 ○ 重傷者等を仮設救護所へ引き継ぐため応急措置を行う。 ○ 軽傷者への応急手当をする。 ○ 負傷者名、負傷者等が訴えている症状のメモを作成する。 ○ 市職員が参集する。 ○ 広域避難所運営委員会の自治会代表者が参集する。 ○ 地域住民が学校へ避難を始める。 ○ 自主防災組織が避難所業務に従事する。 ○ 自主防災組織、避難者は、教職員に協力し、初期消火に当たる。

行動 時期	校長・教職員の対応・行動 (学校防災本部を含む)	避難所運営の動き (避難者等の動き)
発 災 直 後	○ 教職員は、校舎・体育館等の施設の安全を確保する。避難者等に協力を求める。 ○ すべての校舎等が危険で利用できない場合は、校舎等を立ち入り禁止とし、災害対策本部へ連絡し、指示を受ける。	[避難者担当] ○ 危険箇所は、立入禁止を標示する。 ○ 避難所とする体育館等の破損ガラス、器具の散乱等を整理、清掃し、使用可能な状態にする。 ○ 避難者は教職員に協力し、校舎・体育館等の安全確認を行う。
避難所 開 設	以下「1 児童・生徒等が在校時に発災した場合の対応」に準ずる。	

3 教職員が出勤途上又は帰宅途中に発災した場合の対応

- (1) 出勤途上の教職員は、可能な限り所属校へ向かい、出勤後の対応は、「1 児童・生徒等が在校時に発災した場合の対応」に準ずる。
- (2) 教職員が帰宅途中に発災した場合については、可能な限り所属校に戻るよう努め、戻った後の対応は、「2 夜間・休日等に発災した場合の対応」に準ずる。

発災時の業務内容

- ・ 広域避難所の主な業務内容、発災後当初の業務分担は、次のとおり見込まれる。
- ・ 業務内容（※）によっては、できる限り避難住民にも参加を求めている。

<業務分担>

《総務・広報》	[情][教](市)	連絡調整、班長への情報提供
	[教](市)	案内・掲示、マスコミ対応
	[教](市)	避難者名簿の整備
	(市)	避難者の避難所での苦情処理
	(市)	ボランティアの統括
《渉外》	(市)	災害対策本部との連絡 *物資要求、情報伝達・収集
	[情][給]	二次避難所・自宅居住被災者への対応
《行政相談》	(市)	被災者の行政相談
《校舎内の受付》	[教]	受付・案内、電話呼出し、各種問い合わせの対応
《物資》	[給](市)	食料品・水、衣料・毛布、日用品などの必要数量の把握、物資の受領・配給、在庫管理
《炊き出し》	[給]	※炊き出し
《入浴施設》	[救]	※入浴者整理
《医療保険衛生》	[弱][救]	※病人・高齢者へのケア
《巡回ケア》	[弱]	避難者の話し相手
《施設管理》	[救]	※洗面所、トイレの清掃、ごみの搬出等
《夜間警備》	[情]	※施設内の巡回警備

[情]	情報班（兼警備）
[弱]	災害時要援護者班
[救]	救護清掃班
[給]	給食給水班（兼物品配分）
[教]	教職員
(市)	市職員

平成23年7月5日

各小・中学校長 様

小田原市教育委員会教育長

地震災害時を想定した各校の防災計画の見直し及び家庭向け通知について（依頼）

日頃より、防災教育にご尽力いただき、ありがとうございます。

3月の東日本大震災の発生により津波等による未だかつてない被害があり、防災教育のより一層の推進が求められております。また、小田原市は、東海地震や県西部地震、神縄（かんなわ）・国府津―松田断層帯の地震等による被害等が心配されております。

地震災害時における対応については、協議の結果、小田原市教育委員会として、「学校における大規模地震への対応」の改定版を提示しているところです。各学校におかれましては、内容について十分ご理解いただくとともに、日頃の防災教育及び津波対策を含めた避難訓練のあり方・避難場所・経路の検討、児童生徒への指導、保護者への周知等、各校の防災計画を見直して下さるようお願いいたします。

なお、別紙「地震災害時の対応」を参考にされ、以下の点を踏まえ、保護者あてに通知いただきますようお願いいたします。

さらに、各校で作成し配布していただいた通知を1部、7月21日（木）までに本職宛ご提出くださるようお願いいたします。

【通知の中に必ず明記していただきたい視点】

- 1 想定
 - (1) 東海地震注意情報・警戒宣言が発令された場合
 - (2) 震度5弱以上の地震が発生した場合
 - ・ 津波〔大津波〕警報が発令された場合
 - ・ 津波〔大津波〕警報が発令されない場合
- 2 避難対象者別の動き（行動）
 - (1) 児童・生徒
 - (2) 教職員
 - (3) 保護者
- 3 時間帯
 - (1) 在校時
 - (2) 登下校時
 - (3) 在宅時
- 4 地震後の対応
 - (1) 引き取り
 - (2) 集団下校
 - (3) 待機・保護
- 5 第一次避難場所・広域避難所の明示 ※市の防災計画により現在の避難場所が変更になる可能性があります。

《各家庭に依頼する内容として》

- ・ 日頃から家庭内で緊急時の対応（集合場所等）を話し合っておくこと
 - ・ 発災時の電話による学校への問い合わせはできるだけ控えること
 - ・ 「地震発生時の対応について」のプリントを家庭内に掲示しておくこと
 - ・ 各家庭で通学路を確認し、危険箇所（ブロック塀など）を把握しておくこと
- ※配慮を要する児童・生徒の避難については、事前に保護者と相談し対応を決めてください。

教育指導課 指導係
担当 田中
TEL 33-1684

(参考例)

平成23年7月13日

保護者 各位

小田原市立〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

東海地震注意情報・警戒宣言発令時及び大規模地震発生時の対応について

盛夏の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃から、本校の教育活動の充実に向け、ご支援ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、先の東日本大震災による未曾有の被災状況等を踏まえ、小田原市教育委員会から、「学校における大規模地震への対応」についての見直しを行った旨の通知がございました。

つきましては、東海地震注意情報・警戒宣言発令時及び大規模地震発生時の対応に関しまして、別紙のとおりといたしますので、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

ご家庭におかれまして、地震発生時などにおける対応や心構えなどにつきまして、お子様と話し合う機会を持ち十分に共通理解を図るとともに、別紙をご家庭内の見やすい場所に掲示くださるようお願いいたします。

今後も、子どもたちの安全確保を最優先に考え、地震発生時等の対応に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

※ 各学校で、保護者への周知の状況などにより、通知文の内容を検討し、作成してください。また、すでに、学校から災害時等の対応などについて、保護者へ周知している場合は、今回改めて通知している旨を必ず追加してください。

※ 保護者あての通知は、7月13日（水）以降にお願いします。



家庭保存用

平成23年7月現在
小田原市立〇〇〇学校

地震災害時の対応

想定 対象者	東海地震注意情報・警戒宣言が 発令された場合				震度5弱以上の地震発生！ 津波〔大津波〕警報が 発令された場合				震度5弱以上の地震発生！ 津波〔大津波〕警報が 発令されない場合			
	児童・生徒	教職員	保護者	児童・生徒	児童・生徒	教職員	保護者	児童・生徒	児童・生徒	教職員	保護者	児童・生徒
時間帯												
在校時	〔児童〕 引き渡し・待機 〔生徒〕 集団下校	〔児童〕 引き渡し・保護 〔生徒〕 集団下校引率	〔児童〕 引き取り 〔生徒〕 集団下校	指示に従い 身を守る！ →安全な階、 高台へ避難	指示に従い 身を守る！ →安全な階、 高台へ避難	避難誘導 ・保護	安全確認後、 〔児童〕 引き取り 〔生徒〕 集団下校 引き取りも可能	指示に従い 身を守る！ →運動場へ 避難	〔児童〕 引き取り 〔生徒〕 集団下校	避難誘導 ・保護		
登下校時	→身を守る！ 〔登校中〕 原則、学校へ 〔下校中〕 原則、自宅へ ※安全な行動を選択	原則として 職員登校 安否確認 ・保護	〔児童〕 引き取り 〔生徒〕 集団下校	身を守る！ →鉄筋の建物 の安全な階、 高台へ避難	身を守る！ →鉄筋の建物 の安全な階、 高台へ避難	原則として 職員登校 安否確認 ・保護	登校した場合 安全確認後、 〔児童〕 引き取り 〔生徒〕 集団下校 引き取りも可能	→身を守る！ 〔登校中〕 原則、学校へ 〔下校中〕 原則、自宅へ ※安全な行動を選択	〔児童〕 引き取り 〔生徒〕 集団下校	原則として 職員登校 安否確認 ・保護		
在宅時	自宅待機	原則として 職員登校	児童・生徒 と共に行動	身を守る！ →鉄筋の建物 の安全な階、 高台へ避難	身を守る！ →鉄筋の建物 の安全な階、 高台へ避難	原則として 職員登校	児童・生徒 と共に行動	身を守る！ →自宅待機	児童・生徒 と共に行動	原則として 職員登校		児童・生徒 と共に行動

＜自分の地区と一時避難場所＞

地区	場所
----	----

＜自分の広域避難場所＞

広域避難場所	小学校
--------	-----

【保護者の皆様のご理解、ご協力をお願いします】

- ・日頃から家庭内で緊急時の対応を（集合場所等）を話し合っておいてください。
- ・各ご家庭で通学路を確認し危険箇所（ブロック塀など）を把握しておいてください。
- ・発災時の電話による学校への問い合わせはできるだけお控えください。
- ・このプリントは、家庭内に必ず掲示しておいてください。